## はじめに

平成 21 年度から、障害福祉サービス報酬として、栄養マネジメント加算が新設されました。

これは、障害児及び障害者が自立して快適な日常生活を営み、尊厳ある自己実現をめざすためには、障害児・者一人ひとりの栄養健康状態の維持や食生活の質の向上を図ることが不可欠であり、個別の障害児・者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施を評価したものです。

しかしながら、本市内の障害者支援施設においては、この加算の算定が進んでいない のが現状です。

その理由としては、加算を算定する体制が整わないという施設の事情と、具体的に取り組む栄養士の事情があると考えられます。

栄養マネジメント加算の算定以前に、日々の給食・栄養管理業務として栄養ケア・マネジメントの実施はどの施設でも必要なことです。加算の算定には、様々な要件が関係するためすぐに算定は難しくても、施設利用者の栄養管理のためには、栄養ケア・マネジメントはしっかりと行わなければなりません。

栄養ケア・マネジメントの体制や実務については、厚生労働省からも通知されていますが、「具体的にどう進めていけばよいのか」「実際に行っている事例を知りたい」という声が施設の栄養士から届いています。

そこで、実際に栄養ケア・マネジメントを行っている施設の事例や、その発表を聞いて施設の状況に合わせて栄養ケア・マネジメントに取り組んでいる事例について、プロジェクトを組んで事例集としてまとめました。

今回は、市内の障害者施設 16 か所の事例を掲載しました。これらの事例が参考になり、栄養ケア・マネジメントの実施率の向上、ひいては施設利用者の栄養健康状態向上に寄与できることを願っています。

最後に、この事例集の作成にあたり、1年間の長きにわたり事例集作成プロジェクトメンバーとしてご参加いただきました障害者施設の栄養士の方々に、心より厚くお礼申し上げます。